



114
A 2970



製鉄所約定書

今般横須賀湾台佛榮西五の月延
信の製鉄所を以て建てる事よ公使高編
き一又上等機械官り五二一ウカ也
長枝の長一たる有を以て其為揚され
アトミラーン原住を以て上海に在り五二

大正十一年四月
製鉄所
寄贈

566



と好む者同色一たり是の條々も後
の心免約する處の条目たる也

一製煉而きる所所船揚大小二ヶ所

造船揚之所武蔵野におも役鐵

等しく役所せしる年とそ海成り也

一横須賀灣地形地中海岸トウロ

灣に似るを以て製煉所の土地を

建あり換成ふぬい大概横江百餘

畝二百も地味を以て建り也

一製煉而修船造船し二も以て建り也

統計凡るまて年六平方どんらん畝

四ヶ年計百餘カどんらん畝成り

但伊豆西段府の約定書お布りま

六十カどんらん畝編(也)一程字斗(也)

年(也)カどんらん畝又(也)カどんらん畝

右にありて政府に元准を遣はし公使
あつていし上等様御官にせんし
專任と命をさし我等も於てい勤定
奉り松平對馬守軍艦より本下
薩長自衛山に渡河す要中激し傷
多し濱野伊賀守もあつし是を扱と
命し只願成切と要しとるもの
あり

此に我波内和らる澤あし急進
と申しとて此極るもの也

元治二年正月廿五日 水師和泉守 花柳

酒井花守 花柳

日本海軍用之製造場取
建規則書

凡之述る如く之條を日本在島

佛蘭西 ミニストル、モツシラシオ、ロセス

之條之條、述、思ひる事なり

日本政府の大佛使臣館を以て

余儀を以て之を基本として其の

全集をくわいのをいつく規則書なり
是より横須賀湾の測量図ありとい
製鐵所あり港あり海
中一より建方し仕方
中二より横須賀より建方より機械の規則
中三より六七横須賀の製鐵所規則
中八港の建方し順序

前見の書

方今大衆政府所持の機械を
建方より建方する中より皆く一はの
機械のより高なる買入し船と陸路
よりよりたれ止はは鐵の製鐵所
敷設するより始なりとい海軍の
と熱心なりといあり機械のより

とて立派の事と云ふ——
法藏の如くして成佛の海軍は
其を用徒の如くを要するは傳ふ
建てるものありて現在ありぬの法藏
しかしに極度之を乞ふ設るありぬ
但しこの半の如くは成るべし
そと申すは此の如くは成るべし

あつと申すは——
ふるこの如くは成るべし——
なるものありて——
家造場は——
急いこの如くは成るべし——
またこの如くは成るべし——
——築造の設るは成るべし

今船は遠航の船身一歩も
おとす時おし入用一歩も船を歩
建つた見たり

右の通は遠方時の遠航は揚丸
船八一クタルに平田を要する

長九百メートルは二百メートルの
海軍製造工場に法用を

一歩も海軍を造る一歩も借地を
没し意を甚く用之右に建てる
敷の敷は既に日中二人の
世の子とて築きしよに造るべき
横濱の南にありて遠航の船
造る海軍の船を造るべき
湾の英吉利の地島を造る

載をすす(共)日存る横須賀の港あり
下りてマニラ一岬あり。ホーハタン
港ありふり梨

吐港の廣さ十二百メートル長二百メートル
多摩橋メートルあり或橋メートルあり
る架北東對する港の廣さ二百メ
ートルあり

東南に向ひ深さ六十メートルあり
湾形長く湾の底あり山岳あり
溝深さ橋の下の長さ六十メートル
廣さ六十メートル地は架下是を
地は地底の深さあり地は架あり
地は架斜線あり地は架あり
地は架ありとあり架あり十分あり

世より大用と違ふを
水准を測るは
なるは古の法より
く等なるは
所建なるは
我が世より
十分成るは海名

船場を測るは建なる
と云ふは
るは
舟よりなるは
石灰或は石灰
針き
たふ

又、所用之機械買入方、修船可也
家内多建、は、材木、居、修、用、意
一、改、修、色、破、入、之、数
一、日、本、人、之、数
一、規、則、之、立、方

才、一、の、成、入、費、を、省、て、事、を、感、え
よ、製、機、不、と、な、建、ら、る、可、成、速、に

小、修、船、場、を、築、造、し、ら、る、の、案
才、一、の、修、船、場、を、築、造、し、製、造
場、機、械、不、と、な、る、を、修、改、可、也
新、規、定、を、一、年、以、上、計、を、修、不
し、ら、る、時、は、多、分、一、年、以、上、不
亦、指、下、ら、る、も、事、を、一、年、以、上、事
成、造、ら、る、一、

規則

製造場所が長にインゼニルに於ける
寸を酒井越算するに在るは法
入用するに類するは日本政府
中主色——

右首長より一月毎に案を提出
書并後三月入用金に具積書

西成名出の色——業藏より出候段
し申す申し入費よりしし
その時同く是よりし
金計方の既更に給ふ日本役人
名出の切書出の証を色——
且税庫出入の切書日本役人
二色インゼニルに於ては其の

物品之書付と云ふ酒方長イニゼニール
洋酒と云ふ是と云ふ令と云ふ
諸會計簿の不張り酒と云ふ
諸蔵庫出入簿藉口日本酒と云ふ
酒と云ふ酒と云ふ酒と云ふ酒と云ふ
已蔵人取と云ふ名号と云ふ稅と云ふ蔵人取
是と云ふ酒と云ふ

諸規程細則と云ふ
是と云ふ員と云ふ

伊集院西人ノ人員

製法及不所ノ伊集院西人ノ方長イニゼニール
ノ不機補子ニ号イニゼニールと云ふ
頭吏と云ふ人あり

一 品川政機補建 桑イニゼニールと云ふ

代勒事

- 大工匠職人
- 穿孔方匠職人
- カルファート方
- 運用方日人
- 仕揚職日人
- 搬込職日人

- 銅工職日人
- 漆物師日人
- 建築方日人
- 書記日人
- 次郎職人 振子人 蔵人 取替人
- 右之者い首長イシゼニル佛堂西ふ
- 別当人 撰一 是成佛出ら抱入

日又出... 二年と期限
尤も... 年... 約...
止... 双方... 約...
極...
二... 二... 二...

職人... 職人... 職人...
二... 二... 二...

形... 航海中...
一... 一... 一...
一... 一... 一...
一... 一... 一...
一... 一... 一...
一... 一... 一...
一... 一... 一...

其物定初泊此節りの上の御玉の
自今も無子と毒子、穢費をせし
船をなすは一人、横濱の
伊東西海軍病院、西原の
倉敷をなすは一人、横濱の
一、家内あり、その
其、西の、
送るを、

職あり、住居、日本政府、
その、首長、
病人、横濱、
外、
九、
一、

別取の酒松場、非常の事起りし時
長安の被換りし時のおし十町を
職人等共職の取立に首長に
此の條は、日中役の
魚

伊集院の人と云く、
常例のれと云く、或は製造所の規則

長安の首長にせしむる
日中役の
其の條は、日中役の
裁の條は、
余も道料の
さる魚

給料の平均なるいこせにんてり月ほど
うん職人の百の中どんうん職人(七千五
うん)具さる人々其前(切掛)より
減りたりしに刻(さ)ははりしと
次第中傷(さ)方(さ)信(さ)者(さ)復(さ)火
しに刻(さ)ははりしと増(さ)はりし

加(さ)活(さ)職(さ)人(さ)研(さ)究(さ)室(さ)出(さ)立(さ)事(さ)業(さ)所(さ)に(さ)在(さ)る

此(さ)を(さ)考(さ)察(さ)し(さ)て(さ)予(さ)月(さ)の(さ)職(さ)科
と(さ)し(さ)て(さ)加(さ)と(さ)し(さ)て(さ)予(さ)月(さ)の(さ)職(さ)科
と(さ)し(さ)て(さ)予(さ)月(さ)の(さ)職(さ)科

約定(さ)書(さ)に(さ)但(さ)し(さ)て(さ)首(さ)長(さ)い(さ)こ(さ)せ(さ)に
毎(さ)に(さ)他(さ)に(さ)没(さ)入(さ)立(さ)居(さ)り(さ)て(さ)職(さ)人(さ)以(さ)て(さ)又(さ)に
職(さ)人(さ)等(さ)日(さ)本(さ)政(さ)府(さ)に(さ)理(さ)由(さ)を(さ)示(さ)し(さ)て(さ)務(さ)務(さ)所(さ)
横(さ)濱(さ)市(さ)民(さ)に(さ)し(さ)て(さ)決(さ)職(さ)人(さ)を(さ)不(さ)た(さ)し(さ)て(さ)こ(さ)し(さ)て

備上りて納言一室と名を授けり
上右納言書一室より中事
儀海ありてこころに惟段々裁り
と云

日本人の負教

製法迄示掛りの役人の負教はた
一徳少備は二人

一徳少備は二人
一徳庫出入御方三人
一徳藏人の徳安給新出御方三人
右一人の徳少備はた御方三人
此御方三人は文書御方三人
一人は御方三人は日本御方三人
徳少備は二人は御方三人

職人といふ文一業を乞ふに
 とうるを乞ふに其給料日本
 役人取扱の旨に各儀二言ふことせしん
 一紙に記すに先を指す
 一日本に職人取扱の旨に
 一紙に記すに先を指す
 一紙に記すに先を指す
 一紙に記すに先を指す

了成丈長く使取致ましし人へ屬
 出扱ふに先を指すに先を指す
 一紙に記すに先を指す
 一紙に記すに先を指す
 一紙に記すに先を指す
 一紙に記すに先を指す
 一紙に記すに先を指す
 一紙に記すに先を指す

水地は毎分幾とも急なり被換水は
 陸船場より非常な大水の付
 と深く一水十寸の付は
 日本に風ふ流ひ水地む魚業
 上は已天ある付は能く水地人
 以て於てあり日本役人の付方とあるは
 水地を以てのりてはせしめん

日本役人の所産は人職人を
 亦しては流る付は水地なるは
 水地人職人やはせしめん
 日本役人方とあるはせしめんと
 水地なるは水地なるは
 日本政府當局とあるは水地なるは
 水地なるはせしめんと

おぬきさんつた免り本政府の方より
若中と撰者——主人のきねの由
糸原中とせよの節子——又法儀を
孝深と絶多ととぬ——たぬ守方いし
せにん節の取つて中十分の枝とし
加日松茶とと絶人——口と歎在巴絶念
選とととと絶人——絶茶ととと——む——

世儀のふらふら口の機城而とと備え且
又吉家とと絶多ととと——絶つらとと
海軍而——つら絶多とととと絶備
佛業而——つら絶多とととと絶備
買取む——つら絶多とととと絶備
要中絶多絶多とととと絶備
又——つら絶多とととと絶備

と並列機械と製糖の協同十分
及してその現今日中と容易に協同
す一要ありぬるなり **あり**と
たえん日本政府の現事官制協同して
日本政府のこのことにして好む士
官とて政府のたえん協同に於て
中一たび協同のこのことと交りて
す二海軍の方のこのことと交りて

造りて建てる事と命をたるとして
すこのこととせしむるは使ふもの
あり又その人なり得るもの
人撰するものと先陣をたると
得得細くも一併してせしむる
その協同はたゞ物言の併して
協同のありと出るもの協同と

右機捕頭（一）

右機捕頭（一）好悪（一）高徳（一）

日本政府（一）多世（一）職人（一）

右機捕頭（一）高徳（一）

右機捕頭（一）高徳（一）

右機捕頭（一）高徳（一）

右機捕頭（一）高徳（一）

右機捕頭（一）

右機捕頭（一）高徳（一）

右機捕頭（一）高徳（一）

右機捕頭（一）高徳（一）

右機捕頭（一）高徳（一）

右機捕頭（一）高徳（一）

右機捕頭（一）高徳（一）

一日名種

或指方フウコク

一家毎年建築するもの指方フウコク

一借方機材 指方フウコク

一諸材運送し物取 之指方フウコク

一運送賃人 之指方フウコク

一強費人 指方フウコク

或指方フウコク
或指方フウコク

加ふる内諸取の價分も此の多しは是

と申すは、河川等の築物の也

日本にあつては、法入費

是れ日本に於けるものなり、物取の代は、建築

取立土地の代とて、此地に於ては、其の費

あり、日本に於ては、建築の費用あり、其

の代は、此地に於ては、海軍に於ては、其

月日無名者種々ありて其の
事之蹟なるべし
時正一ありて其の事蹟ありて
いふ事なるべし

